

ゴミ減に前進！

【問合せ】環境課 廃棄物対策係（小城庁舎）

担当 川崎・久原 ☎73-8803

新ごみ減量化事業開始

8月1日から、生ごみ減量化を推進するため「小城市生ごみ減量化特別対策事業」を始めました。

内容は、申請後1、300円を負担していただき、環境課より生ごみ処理器「くうたくん」を支給するというものです。生ごみを減らしたい方は、この機会にご利用ください。

※生ごみ処理器「くうたくん」は、生ごみをたい肥化するのではなく、分解するタイプです。



◆支給対象者

- ・市内に居住されている方
- ・市税等の滞納がない方
- ・この支給を受けられた事が無い方（同一世帯含む）

※くうたくん講習会を受けられていない方でも、支給申請はできます。

◆手続きの流れ

①環境課へ「支給申請書」を提出してください。

②環境課で支給の可否を審査（審査には、数日かかる場合があります）

③器材代6、300円の内、自己負担（1、300円）を納付書にてお支払いいただきます。

④くうたくん支給。（受領のサイン又は印が必要です）

粗大ごみは収集します

もえるごみ指定袋に入らない家具・寝具等は、そのままの状態では地区の集積所へ出すことはできません。環境課では、解体が困難な粗大ごみは有料で収集し、解体後、中継センターへ搬入しています。

◆手数料

- ・二人掛け以上のソファ、オルガン、スプリング製のマットレス：1、000円
- ・右記以外の粗大ごみ各1個につき：500円

◆受付窓口

・環境課（小城庁舎内）の窓口と各庁舎の総合窓口

※ご注意ください

- ・収集は基本的に申込み日の翌週木曜日に行っていますが、件数や、祝日等により収集日が変わる場合があります。
- ・布団・カーペット類は50cm程度に切つて、指定袋に入れて地区の集積所へ出せます。
- ・事業所等からの受付はできません

来年度、小学校へ入学される子どもの保護者の皆様へ

「就学時の健康診断」を忘れずに受けましょう！

小城市教育委員会では、来年4月に小学校へ入学するお子さんの心身の状態を的確に把握するため、次の日程で健康診断を行います。

学校名	実施日
三里小学校	10月21日(木)
牛津小学校	10月21日(木)
岩松小学校	10月22日(金)
芦刈小学校	10月22日(金)
砥川小学校	10月27日(水)
桜岡小学校	10月28日(木)
晴田小学校	10月28日(木)
三日月小学校	11月4日(木)

健康診断の

詳細（時間・場所等）は、後日、保護者へ郵送します。



【問合せ】学校教育課

学事係（小城庁舎）

担当 北川

☎73-8807

口座振替・クレジットでの納付が便利です！

【問合せ】 国保年金課（小城庁舎）
担当 古川・岩本 ☎73-8802

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

「忙しくて…」、「つい、うっかり…」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。

また、万が一の時に障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。

口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用できます。申し込みの際は、金融機関の届出印を持参ください。

◆**申込先** 各金融機関・各庁舎総合窓口又は小城庁舎国保年金課

クレジットカードでも納付ができます！

保険料の納付方法は、毎月納付、6か月前納及び1年前納がありますが、カード会社へのお支払回数はい回払いのみとなります。

クレジットカードでの納付を希望される場合は、「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」の提出が必要となります。

クレジットカード・認印を持参してください。

※過去の未払い分及び保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません。

◆**申込先** 各庁舎総合窓口又は小城庁舎国保年金課

小城市勤労者福利厚生資金貸付制度

勤労者のための融資制度で、教育・出産・医療・介護・冠婚葬祭などの生活資金に利用できます。

◆**金利**

年利2.1%（固定・保証料別）

◆**融資限度額**

150万円以内

◆**返済期間** 5年以内

◆**利用条件**

- ・小城市在住の勤労者の方
- ・勤続年数1年以上の方
- ・60歳未満の方
- ・世帯の年間所得金額が50万円以下の方
- ・担保 不要
- ・保証人 保証機関の保証

【問合せ・申込み】
九州労働金庫小城多久支店
☎72-3131

小城市中小企業小口資金融資制度

中小企業のための融資制度です。

◆**金利**

年利2.4%（金利変動有・保証料は小城市全額負担）

◆**融資限度額**

1、000万円以内

◆**返済期間**

- ・運転資金7年以内
- ・設備資金10年以内

・運転資金及び設備資金を併用した場合、設備資金の貸付額が全体の2分の1以上のときは10年以内

◆**利用条件**

- ・市内に事業所を有する法人及び個人又は、市内に住所を有する方で、同一の事業を1年以上引き続き経営し、運転資金及び設備資金を必要とする方
- ・市税を完納している方
- ・担保 原則不要
- ◆**保証人**
- ・個人事業者 原則不要
- ・法人の場合 原則法人代表者のみ

【問合せ・申込み】

・小城商工会議所

☎73-4111

・牛津芦刈商工会

☎66-0222